

小笠原村民利用商品券事業実施要綱

7 小笠原産第 492 号
令和 7 年 9 月 26 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響等を受けた村民及び村内事業者を支援するため、村民一人当たり 8,000 円分の商品券を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、小笠原村が発行する文書をいう。
- (2) 基準日 令和 7 年 10 月 1 日（以下「基準日」という。）
なお、基準日は基準日の終了時点の状況をもって判断するものとし、住民基本台帳は住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づく届け出期間内に届出されたものを反映する。
- (3) 交付対象者 次に掲げる者をいう。
 - ① 基準日において、小笠原村の住民基本台帳に記載されている者
 - ② 基準日において、住民基本台帳に記載は無いが、基準日以前に発生した、DV、虐待又はネグレクトを理由に小笠原村に避難しており、諸事情により基準日までに小笠原村の住民基本台帳に記載することができない特例交付対象者
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (5) 取扱事業者 村内において、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の発行)

第 3 条 村長は、この要綱に定めるところにより商品券を発行する。

- 2 商品券の名称は、「小笠原村民みんなのクーポン券（2025）」という。
- 3 交付対象者に交付する商品券の券面金額の合計額は、8,000 円分（1,000 円券 8 枚綴りを 1 組）とし券種は次のとおりとする。
 - ① 取扱店共通券（1,000 円券 8 枚）

(商品券の交付)

第 4 条 村長は、交付対象者に対し原則として簡易書留郵便の送付により商品券を交付する。

- 2 前項にかかわらず、村長がやむを得ないと認めるときは、別に定める方法により交付する。
- 3 村長は、第1項の規定により送付した商品券が郵便局から返還された場合において、当該交付対象者の確認に努めたにもかかわらず、当該交付対象者の居所が判明しないときは、当該交付対象者に対して商品券を交付しないことができる。
- 4 村長は、第1項の規定により商品券を送付するまでの間に、交付対象者が本村の住民基本台帳の記録から死亡又は転出等により除かれた場合は、当該交付対象者に対して商品券を交付しないことができる。

(商品券の再発行の不実施)

第5条 前条により交付した商品券は、紛失、盗難その他いかなる理由であっても再発行をしないものとする。

(商品券の使用範囲)

第6条 商品券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和7年11月1日から令和8年2月28日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことはできない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、次に掲げるものの支払いのために使用することはできない。

(1) たばこ

(2) 不動産や金融商品等明らかな資産形成と考えられるもの

(3) 本券以外の商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和32年法律第122号）第2条に規定する営業の支払いに係るもの

(5) 国や地方公共団体に対する債務（公共の施設を含む。）

(6) 公共料金（電気・ガス・水道・税金等）

(7) 公共交通運賃（定期船運賃・村営バス運賃）

(取扱事業者)

第7条 取扱事業者として登録できる者は、村内に店舗又は事業所等を有している事業者とする。

- 2 村は、別に作成する募集要項を定め取扱事業者を募集し、応募した取扱事業者を登録の上、当該取扱事業者に取扱事業者登録証明書（様式第1号）を交付する。
- 3 第1項に掲げる者のうち、次のいずれかに該当する業務を行う者は、取扱事業者の対象から除外する。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行なう者

- (2) 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 小笠原村暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 18 日条例第 3 号）に規定する暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者

(取扱事業者の責務)

第 8 条 取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において、商品券の受取りを拒んではならない。ただし、商品券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (3) 村と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 前条第 2 項の募集要項及びこの要綱を遵守すること。

2 村長は、取扱事業者が虚偽等により登録を受けた場合又は前項に定める事項に反する行為を行った場合は、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続き)

第 9 条 村は、特定取引において商品券が使用された場合は、取扱事業者に対し、その券面記載の金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、取扱事業者は商品券とともに換金請求書（様式第 2 号）を提出し、券面記載の金額での換金を村に申し出る。
- 3 換金の方法は、取扱事業者の預金口座への振替方法による。
- 4 取扱事業者は、村が指定する換金窓口に対し、令和 8 年 3 月 31 日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(禁止)

第 10 条 商品券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

(破損等の届け出)

第 11 条 商品券を著しく破損又は汚染したときは、速やかに村長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(商品券の保管)

第 12 条 交付対象者及び取扱事業者は、自己の責任において商品券を保管しなければならない。

2 前項の商品券の保管中に紛失、盗難、減失の事故等が発生した場合は、当該商品券の保管者がその責を負うものとし、村はその責めを一切負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 9 月 26 日から適用する。